

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一 口当たりの金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分
一般社団法人 型技術協会	2020005010008	入会金 年会費	100,000	20,000 (入会金) 一口 80,000 (年額)	令和7年3月21日	当法人は様々な分野の金型技術を取り扱っており、貨幣等の偽造防止技術である微細加工技術にも関連が深く、当法人から得られる最新の学術、技術情報は、当該業務の遂行に必要不可欠なものであるため。		
一般社団法人 日本Additive Manufacturing学会	5120905006595	年会費	300,000	300,000 (年額)	令和7年3月21日	当法人は日本のAM分野を牽引し、金属にとどまらず、高分子、セラミックス等を広く取り扱い多岐にわたる材料やモノづくり技術を統括しており、当局の今後の技術の発展に必要な情報収集や人脈を構築するため、また、当局の取組みを宣伝する情報発信の場を設けるため。		
公益社団法人 日本産業衛生学会	4011105000467	学会参加登録費	101,000	-	令和7年2月13日 令和7年2月14日 令和7年2月17日 令和7年2月19日 令和7年3月14日	-	公社	国認定

※ 本件の公表は、独立行政法人が支出する会費の見直しについて(平成24年3月23日付 行政改革実行本部決定)に基づく令和6年度第4四半期における会費支出の公表も兼ねる。

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。